

# 記入のしかた

(確定申告書を提出する納税者用)

平成21年分所得の申告から、この申告書を出さなくても控除が受けられるようになりました。  
退職所得、山林所得のある人や平均課税の適用を受ける人は、申告書を提出するほうが控除額が多くなる場合があります。

1. 住所、氏名等を記入してください。
2. 住宅借入金等特別控除の対象となる物件に居住を開始した年月日を記載してください。

居住開始年月日(注1)	新築又は購入 平成 年 月 日
	増改築等 平成 年 月 日

(注) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該2以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。

3. 提出する確定申告書の種類に応じて、各申告書の〔xx〕欄の金額を転記、または所定の計算をした結果の値を記載してください。

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除額(平成19年以降の居住年に係る額を除く)		
前年分の所得税の課税総所得金額		
前年分の所得税の課税山林所得金額		
前年分の所得税の課税退職所得金額		
に対する所得税額相当額		
に対する所得税額相当額		
に対する所得税額相当額		
+ +		

平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額(注2)

確定申告書 A	確定申告書 B	分離課税申告書
〔24〕欄	〔30〕欄	確申Bの〔30〕欄
〔21〕欄	〔26〕欄	〔64〕欄
-	-	〔69〕欄
-	-	〔70〕欄
【税額表A】により、の金額の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額		
【税額表B】により、の金額の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額		
【税額表A】により、の金額の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額		
+ + の計算値		

### 【税額表A】

の金額	計算式
330万円未満	× 10%
330万円以上 900万円未満	× 20% - 330,000円
900万円以上 1800万円未満	× 30% - 1,230,000円
1800万円以上	× 37% - 2,490,000円

例えば、350万円の場合  
330万円以上、900万円未満なので  
3,500,000 × 20% - 330,000  
= 700,000 - 330,000  
= 370,000

### 【税額表B】

の金額	計算式
1650万円未満	× 10%
1650万円以上 4500万円未満	× 20% - 1,650,000円
4500万円以上 9000万円未満	× 30% - 6,150,000円
9000万円以上	× 37% - 12,450,000円

例えば、400万円の場合  
1650万円未満なので  
4,000,000 × 10%  
= 400,000

前年分の分離課税等の所得税額	肉用牛の格		
	短期譲渡		
	長期譲渡		
	株式等の譲渡		
	先物取引		
	租税条約実施特例法における利子・配当		
	からまでの合計		

肉用牛の売却による農業所得があり、これについて租税特別措置法第25条第2項の規定の適用を受ける場合、免税対象飼育牛以外の肉用牛の売却による収入金額の5%相当額を記載		
-	-	〔72〕欄
-	-	〔73〕欄
-	-	〔74〕欄
-	-	〔75〕欄
国外から受ける利子、収益の分配、懸賞金付預金等の懸賞金等及び給付補てん金等がある場合には、これらの所得に係る所得税額の合計額		
+ + + + + の計算値		

税額控除	配当控除の額		
	投資・リース税額等控除の額		
+ - -			(マイナスの場合は、0)

前年分の所得税額相当額	前年分の所得税額(税額控除前)		
	- -		(マイナスの場合は、0)

控除額の計算	と のいずれか少ない方の金額	②	
	市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額(② - ②)	②	(マイナスの場合は、0)
	市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額(② × 3/5)	②	
	道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額(② × 2/5)	②	

確定申告書 A	確定申告書 B	分離課税申告書
[23] 欄	[28] 欄	確申 B の [28] 欄
-	[29] 欄	確申 B の [29] 欄
+ - - の計算値 (マイナスの場合は、0)		

[22] 欄	[27] 欄	確申 B の [27] 欄
- - の計算値 (マイナスの場合は、0)		

と のいずれか少ない方の金額		
② <sup>1</sup> - ② <sup>2</sup> の計算値 (マイナスの場合は、0)		
② <sup>2</sup> × 0.6 の計算値 1円未満の端数がある場合は、端数を切捨て		
② <sup>2</sup> × 0.4 の計算値 1円未満の端数がある場合は、端数を切上げ		

[22] 欄 ( [21] - [20] の計算結果 ) が、0 ( マイナスとなる場合を含む ) となる場合には、住民税から差し引く住宅ローン控除はありませんので、この申告書を提出する必要はありません。

### 記入が終われば、申告書を提出します。

申告書の、1・2 枚目 ( 市用、税務署確認用 ) の氏名欄のところに押印し、提出してください。

【注意】ダウンロードした様式など複写式でない申告書をご利用の場合、コピーするなどして 3 枚作成のうち、うち 2 枚を提出してください。

原則として、確定申告書を提出するときに、いっしょに提出してください。

確定申告書と別に市へ提出される場合は、次によってください。

( 郵送提出 ) 提出先: 〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13 - 33 栗東市税務課市民税係(ローン控除)宛

- ・ 申告書の、1・2 枚目 ( 市用、税務署確認用 ) を税務課へ郵送してください。
- ・ 3 枚目 ( 控用 ) はお手元に保管してください。

ただし、**控用に受付印が必要な方は、80円切手を貼り、返送先を記入した返信用封筒を同封のうえ、3枚とも一緒に送ってください。**

( 直接提出 )

- ・ 申告書を税務課へ持参してください。

**提出期限：平成22年3月15日**

期限内に申告がない場合は、新たな住宅ローン控除制度による税額控除が適用されます。(退職所得や山林所得、平均課税のある人を除き、新制度による控除額と、申告を行った場合の控除額に差はありません。)